

(平成27年1月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

四国（愛媛）厚生年金 事案 1272

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月から 19 年 10 月まで

A社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額と比べると低額となっているので、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる船員保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立人から提出された給料支払明細書により、船員保険料控除額が確認できる平成 13 年 6 月、同年 8 月、同年 9 月、同年 11 月から 15 年 4 月までの期間及び同年 6 月から 19 年 10 月までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を全て上回っているものの、船員保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と全て一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、給料支払明細書が提出されていない、平成 13 年 7 月、同年 10 月及び 15 年 5 月については、A社が、22 年 7 月 1 日に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、当時の事業主は、「給与支給額や保険料控除が分かる資料は、倒産のため何も無い。」旨回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料控除額が確認できる関連資料

及び供述を得ることができない。

さらに、A社において、船員として勤務していた同僚から提出された申立期間に係る給料支払明細書によると、当該同僚が同社において船員保険の被保険者資格を取得した月を除き、申立人と同様に、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を全て上回っているものの、船員保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と全て一致していることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。